

みよし市公平委員会議事録

日時 平成30年4月27日(金)

開会 午前10時30分

閉会 午後11時30分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 原田清明

総務課主幹 坂口慶臣

総務部次長兼総務課長 廣瀬邦仁

総務課副主幹 塚崎仁

次第

- 1 辞令交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員長の選出及び委員長職務代理者の指定
- 4 議題
 - (1) 職員団体登録事項の変更について
 - (2) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 5 その他
 - (1) 平成30年度みよし市公平委員会事業計画について
 - (2) 平成30年度人事異動について

名 前	内 容
総務課長	委員の皆様お揃いですので、ただ今から平成30年度第1回みよし市公平委員会を開催します。開催に先立ちまして、市長から辞令の交付をさせていただきます。
市長	辞令交付
総務課長	続きまして、「みよし市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」第2条の規定により、新たに委員となった者は、「市長の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」ことになっておりますので、委員の皆様、宣誓書に署名をお願いします。
各委員	宣誓書に署名
総務課長	ありがとうございました。ここで、市長より挨拶を申し上げます。
市長	挨拶
総務課長	ここで市長は公務のため退席させていただきます。それでは、議題に入る前に事務職員に人事異動がありましたので、紹介させていただきます。資料9ページをご覧ください。
出席職員	自己紹介
総務課長	続きまして、委員会の委員長及び職務代理者の選出をお願いしたいと思います。地方公務員法第10条第1項の規定により委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっておりますが、委員に異議がなければ指名推薦の方法を執らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。
各委員	異議なし

総務課長	異議なしの発声がありましたので、委員長の選出は委員の中から指名推薦でお願いしたいと思います。どなたかご推薦はございませんか。
倉橋委員	藤本先生にお願いしたいと思います。
総務課長	藤本委員にということですが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし
総務課長	異議なしとの言葉も出ておりますので、藤本委員に委員長をお願いしたいと思います。藤本委員よろしいでしょうか。
藤本委員	承諾
総務課長	それでは、ここで藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。
委員長	あいさつ
総務課長	続きまして、委員長の職務代理者の選出につきまして、「みよし市公平委員会事務規程」第4条第2項の規定に基づき、委員長に指定をお願いします。
委員長	村上委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
各委員	異議なし
総務課長	それでは、議題に入っていきたいと思いますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思いますが、それでは、委員長よろしく願いします。
委員長	出席委員3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年度第1回みよし市公

平委員会会議を開会いたします。これより議事に入ります。議題1点目の「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。

総務課副主幹

「職員団体登録事項の変更について」説明させていただきます。みよし市教員組合からみよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項に基づき、事務所の所在地の変更に伴い、変更届が資料2ページのとおり、公平委員会に提出されております。公平委員会では、既に登録を受けている職員団体からこのような届出がなされた場合、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっています。今回の届出は、平成30年度の県教職員の人事異動により、執行委員長の勤務校が変更したことに伴い、変更されるものです。今回提出された届出を委員の皆様にご確認いただき、御承認がいただければ、本日登録を行い、資料3ページの案のとおり本日付けでみよし市教員組合に通知させていただきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。

委員長

ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。

倉橋委員

執行委員長の交代は3月に行われ、4月に転勤されたということですね。

総務課副主幹

そうです。事務所の所在地の変更につきましては、「みよし市教員組合規約」で「事務所を執行委員長の勤務校におく。」と規定されていまして、今回執行委員長が人事異動により勤務校が変わったことにより今回届出がなされています。

委員長

ほかに、御質問があればお願いいたします。それでは、この議題については承認するものといたします。議題2点目の「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」事務職員より説明をお願いします。

「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明させていただきます。資料4ページをご覧ください。今回のこの規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲を、平成30年度人事異動等により、変更する必要が生じたためであります。「管理職員等」とは、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定があります。管理監督の地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる地位にある職員のことをいいます。これらの職員の範囲は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることになっています。今回の変更内容につきましては、市長の事務部局については、秘書課の副主幹の職がなくなり、秘書課の主任主査を置くこととなったこと、総務課の法規担当主任主査がなくなったことにより、これらの職を変更又は削る改正となります。監査委員の事務局については、主幹の職を置いていないことから、その職を削る改正となります。農業委員会の事務局については、管理職員等に該当する職として事務局長を規定していましたが、農業委員会の事務局において管理職員等に該当する者は、市長の事務局の職員との併任の身分、具体的には、部長、次長、課長及び主幹の身分を有しており、市長の事務部局においてこれらの職を規定することにより、改めて農業委員会の事務局で二重に規定する必要がなくなることから、今回の規則改正において農業委員会の事務局の項を削る整理を行うものです。教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関については、専門監の職を置かなくなったことから、その職を削る改正となります。以上が今回の改正内容になります。資料6ページが規則の改正に係る改正文で、資料7ページが改正に係る新旧対照表になります。なお、この規則改正は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとなっておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。以上で「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。

委員長	今の説明について、質問がありましたら発言をお願いします。
村上委員	監査委員の従来の「事務局長」と「主幹」は、同一人物ですか。
総務課副主幹	別々の人物として2人いたのですが、現在、「主幹」の職の職員がいませんので、規則上も「主幹」の文言を削る改正を今回行うものです。
村上委員	具体的には2人いたわけですね。これが、事務局長の方1人のみとなったということですね。そうすると、教育委員会も専門監という方がみえたのが、いなくなったということですね。
総務課副主幹	そうです。
村上委員	理由は何ですか。
総務課副主幹	人事異動の結果によるものとなります。
村上委員	人員削減とかではなく、その職位の人がなくなったということですか。
総務課副主幹	市の組織として権限を与えられている管理職の統廃合を人事異動の中で行っており、例えば、教育委員会では、専門監の職の者がいたのですが、その職責を別の者が引き継ぎ、専門監のポストは廃止することを行った結果、現在置かれている管理職員の職名に合わせて規則の職名を削ったり、変更したりすることが今回の改正の趣旨となります。
倉橋委員	確認ですが、監査委員事務局の主幹、農業委員会の事務局長、教育委員会の専門監のポストがなくなったのか、ポストはあるがそのポストにいる人がいないだけなのか。
総務課副主幹	ポストそのものがなくなりました。ただし、農業委員会につきましては、事務局長のポストはあります。事務局長のポストにある方は、市長事務部局の環境経済部の部長と併任の辞令を受けています。したがっ

	<p>て、市長事務部局において部長を管理職員と定めており、改めて農業委員会の事務局長として定めなくても、規則上読みとることができるため、今回、農業委員会事務局の項を削る整理をさせていただくものであります。</p>
<p>委員長</p>	<p>私から質問ですが、事務局長の方がいろいろな業務を受け持ち、職務分掌の範囲が広がるわけですね。従来は数人の人で業務を行っていたことが1人で将来にわたって行えるのだろうかという疑問が出てくるのですが、どうでしょうか。</p>
<p>総務課副主幹</p>	<p>ポストが廃止されることは、廃止されたポストの権限と責任を誰かが引き継ぐことになりますので、職務を引き継いだ方の責任は大きくなると思われれます。</p>
<p>総務部長</p>	<p>その点については、実際に業務を行っている状況を見て、あるポストの実務を充実させた方が良いのではないかの判断で行っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ということは、権限を下位に降ろす委譲が行われたということですか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>主幹の職責については、同じ管理職である事務局長が兼ねて行うこととなります。</p>
<p>村上委員</p>	<p>分かりづらいのは、身分と職務権限の分掌が混在していることです。農業委員会事務局長と部長が兼務することは構わないと思うのですが、こういった表においては分かりづらいですね。職務分掌と職位の区別は明確にすべきだと思いますし、慣例的にこのように規定しているのであれば我々が立ち入る余地はないのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>兼務により職務分掌が統一されるわけですから、一つの大きな職務分掌の表ができるわけです。その表を見ながら、組織を変更する人たちが、これで行けるだろうとの判断の上でのことではと思いますが、外部から見ると、それで良いのであろうかという気がします。</p>

倉橋委員

今は2つのことが言われていると思うのですが、一つは、ポストがあるならば規定しておけば良いのではということと、藤本委員長がおっしゃるのは、ポストを統廃合して業務が行えるのかということです。無いポストを規定することはおかしいと思いますが、事務局長のポストが現にあってその職務を兼務で行っていることにより規則で規定しないということは、農業委員会の事務局長は管理職員ではなくなるように見えますね。

総務課副主幹

規則の表だけを見るとおっしゃられるように見えるのですが、この規則は管理職員の範囲の外枠を定めるものとなります。先ほどから申し上げている、併任を受けている農業委員会の職員のほか、公平委員会についても従来からこの規則に規定はしていません。そういった規定ぶりの規則ですので、今回、農業委員会についても公平委員会など、併任辞令が出されている委員会と規定ぶりを合わせる整理をさせていただくための規則の改正案となっています。

村上委員

そうすると、公平委員会規則で管理職員として定める機関はこの5つ以外のみですか。公平委員会のように機関としては該当するが兼務なので書かれていないということですね。

総務課副主幹

あえて公平委員会と規定しなくても、規則上読みとれる仕組みとなっています。

倉橋委員

人の名前が先に頭にあって作っている感じがします。だからポスト名が規定されていて、そのポストに人の名前が付いてきて、その人の名前が何箇所も該当してくるかも知れないが、表の枠組みは変えないで、ポストが現にあるならば規定しておいてはどうでしょうか。そうでないと、分かる人には分かるが、分からない人には分からない規則となる気がします。

総務部長

管理職員を定めている機関全体を規定した方が分かりやすいということですね。

委員長	職務分掌が統合され、全部事務局長に分掌が移るであるとか、この分掌は必要ないから削除するであるとか、あるいは、部下に移譲するので負担は大きくならないであるとか、そういったことは理解できるのですが、口頭で説明されると分かりづらい気がします。また、事務局長の補佐役がいて、その方たちが事務局長の負担を分担している措置が取られているのであれば、それはよくわかります。
倉橋委員	先ほどと同じことですが、管理職員の範囲の規則ですので、何の職以上の人が管理職ですという規定してはどうかと思います。統廃合でポストが廃止されれば削除すれば良いですが、人を基準に考えると難しいのではないかと思います。
村上委員	3月までの農業委員会の事務局長は、市長事務部局の人ではなかったわけですか。
総務課副主幹	市長事務部局の身分を併せ持っています。
村上委員	市長事務部局の部長、参事、会計管理者などの職に該当しなかったわけですか。
総務課副主幹	市長事務部局の部長の職と農業委員会の事務局長の職を併せて持っていました。
村上委員	改正後の今年度においても事務局長のポストはあるわけで、それも同じ部長級の方が行っているのですね。
総務部長	今までは、職を兼ねていたのに規則に規定していたものを今回整理させていただくものです。
総務課主幹	自治体の条例、規則等は必要最小限の表現で規定することとしており、例えば兼務している同一人物がいたとするならば、どちらか一つのポストを規定すれば実務上事足りることとなり、必要最小限の規定をす

ることによって不要な部分は規定しないこととなります。その意味では、対外的には分かりづらい部分にもなるかと思いますので、次回以降、分かりづらい部分は参考資料を付して説明させていただき対応をさせていただきたいと思います。

村上委員

これからは、こういった表記にしていくということですね。

総務課主幹

これまで書く必要のない部分を規定しており、その部分を整理させていただいたという改正で御理解いただきたいと思います。

倉橋委員

管理職の範囲とっているわけですので、何の職以上は管理職であるとすればいいですね。そこに何人配置されようが、例えば、ポストが10あって実際には5人しかいなくても、何の職以上とすれば範囲は変わらなくて済みますよね。

村上委員

規則の表現と矛盾するわけですね。今年度から次長と課長が兼務する一方でこういった表現とすることは、いったい何のためにこのようなことを決めるのかと思えてきます。これが法に基づいた表現だというのであれば何も申し上げようがないですが。

総務課主幹

地方公務員法上「範囲」を定めることとなっています。

倉橋委員

これは人を定めるものなのか、職を定めるものなのか、どちらなのでしょう。

総務課副主幹

両方になります。みよし市で管理職員に該当する者の範囲は、一定職位以上の者、具体的には、管理職手当の支給を受けている職員がまず管理職の範囲に該当します。もう一つが管理職の職位ではないのですが、一定のポストの職を担っている者が該当することとなります。市長事務部局では、人事課、財政課、秘書課、総務課、会計課の主任主査と副主幹の職の者となります。これらの者は、職員の給与、人事、福利厚生に関することに携ったり、これらの予算や条例規則の改廃に関わる職を行うこととなり、こういった一定の職務を担当する職員を一つの規則で規

定しています。このため、この規則の中では具体的なポストの名前を列記する形でこの規則が作られています。

村上委員

独特の慣行でしょうね。欧米では、こうった組織表は考えられないです。職務分掌と身分はまったく別のものと扱われます。

委員長

それに加わってくるのが、組合員になれる資格となれない資格についてですが、管理職は組合員になれないのですね。さきほどの話でいうと副主幹以上ですとか主任主査以上とかになるのでしょうか、一方では、人事課の方たちは通常は組合に入れないですね。そういった区別もあり、私の中で錯綜するのですね。

総務課副主幹

そのところが公務員と民間企業と異なるところでして、地方公務員法上、管理職の範囲を定める趣旨として、管理職員と管理職でない職員とが一つの組合を組織することができないこととなっています。その関係もあって管理職の範囲をさだめる必要があることがこの規則に趣旨となります。逆の言い方をすると管理職の団結権を地方公務員法は否定していないこととなります。管理職のみで組合を作ることはできるのですが、管理職以外の者と一つの組合を作ることができないこととなっています。

村上委員

民間でも管理職ユニオンというのが一時はやりましたね。

委員長

ということは、公務員にしても民間の従業員にしても管理職で組合を作ることができるとなっていて、もっと言えば、警察や消防署員の組合の結成を日本は認めていないが、ヨーロッパやアメリカでは認めています。日本と欧米では違う状況にあるのですよね。それから、冒頭からの説明が管理職の職名が変更されたとのことからありましたが、なぜ、そういった組織変更があったのでしょうか。

総務部長

毎年の人事配置の見直しを組織として行い、施策の展開に応じてどの職責をどう配置するかを毎年変えています。

委員長

毎年の見直しということであれば分かります。他にいかがでしょうか。それでは、その他の件について事務局から説明をお願いします。

総務課副主幹

その他1点目の平成30年度みよし市公平委員会事業計画について説明をします。資料は8ページになります。今年度の公平委員会の予定を一覧にさせていただいており、順に紹介させていただきます。まず、去る4月24日大府市勤労文化会館で愛知県公平委員会連合会役員会及び総会が開催され、藤本委員長に御出席いただきました。この総会で愛知県公平委員会連合会の平成29年度の事業報告と決算、平成30年度の事業計画と予算、新たな役員案が審議され、すべて可決されました。新たな役員案が決まったことにより、藤本委員長は平成28年度と平成29年度に連合会の副会長職を務められ、任期満了により退任されました。それから、5月9日三重県鈴鹿市で全国公平委員会連合会東海支部役員会、総会及び事務研究会が開催される予定で、こちらにつきましても藤本委員長に出席をお願いさせていただいているところです。それから、7月下旬から8月上旬の間に公平委員会の開催を御予定いただきたいと思います。内容は、みよし市職員労働組合の役員の変更が例年この時期に行われており、それについての登録内容の変更となります。会議開催についての日程調整を改めてお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。10月12日に愛知県公平委員会連合会の事務研究会が知多市の知多市勤労文化会館で予定されています。内容などの詳細は未定とのことですが、事務局から通知がありましたら、皆様に御連絡し出席される方を決めたいと思います。そして、平成31年2月中旬から3月中旬に公平委員会の開催を予定させていただきたいと思います。予定される内容は、教員組合の役員変更が例年この時期に行われており、変更された内容についての登録の変更となります。以上が平成30年度みよし市公平委員会事業計画となります。

委員長

質問等はよろしいでしょうか。それでは、次の平成30年度人事異動について説明をお願いします。

総務課副主幹

その他2点目の平成30年度人事異動について説明をします。会議の冒頭で自己紹介しました、本日出席の4人の職員については、記載のと

	<p>おりです。それ以外にも総務課で今年度の人事異動により職員の入替えがありましたので紹介させていただきます。9ページの表中ほどの欄が異動前の職で、左の欄が現在の職となっています。新たに総務課の主幹として旧道路河川課の石川副主幹が、総務課主査として旧公園緑地課の小嶋主査が、総務課主事として県法務文書課に派遣されていた鈴木主事と新規採用の山本主事が配属されました。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。御質問もないようですので、これで、本日予定していた議題につきましてはすべて終了しました。これを持ちまして本日の公平委員会は閉会いたします。</p>
	<p>総務課長</p>
	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。</p>

上記議事録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月25日

みよし市公平委員会

委員長 藤本 光夫

委員 村上 雅則

委員 倉橋 洋子